

## 妙高市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和5年6月29日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 植木 茂

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 **【公の施設の指定管理者】**  
妙高市社会福祉協議会、福祉介護課  
令和3年度 いきいきプラザの指定管理に関する事務  
※所管課の事務を含む
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和5年3月1日 ～ 令和5年6月29日
- 6 監査の日程  
(1) 書類審査 令和5年3月24日～令和5年4月26日  
(2) 事情聴取 令和5年5月30日
- 7 監査の結果  
公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【 妙高市いきいきプラザ 】

①指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。

なお、監査の実施期間にあつては指定管理者の事務所移転のため、期間を令和5年3月31日までに変更されている。

②指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・プラザの利用及びその制限等に関する業務
- ・プラザの利用料金の徴収等に関する業務
- ・プラザの管理運営に関する業務
- ・プラザ及び附属設備の維持管理に関する業務
- ・その他市長が必要と認める業務

③施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市中町4番16号
建物概要	構造：鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て 敷地面積：1,304.41㎡ 建築面積：3,367㎡
施設概要	地下1階 受水槽、機械室、倉庫 1階 多世代交流広場、いきいきふれあいサロン、 軽食・喫茶「クリエ」 2階 老人憩いの家、高齢者学習室、高齢者活動室 3階 子ども家庭支援センター、相談室 保健・福祉ボランティア活動室 4階 生きがいデイホーム「ひまわり」 屋上 電気室 その他 別棟あり

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市いきいきプラザの管理に関する基本協定書」より転記